

西宮市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和元年11月13日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市立図書館条例施行規則(昭和59年西宮市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「西宮市、尼崎市」を「西宮市、神戸市、尼崎市」に改める。

第14条第2項中「西宮市立中央図書館上ヶ原分室」を「西宮市立中央図書館上ヶ原分室」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

- (1) 神戸市に住所を有する者も館外貸出できるようにするため。
- (2) 「町名のかな文字表記および町名の数字記号に関する規程」(昭和46年西宮市訓令第6号)に基づき、上ヶ原分室の表記を改めるため。

西宮市立図書館条例施行規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(個人館外貸出)</p> <p>第4条 資料の館外貸出を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市又は猪名川町</u>に住所を有する者</p> <p>(略)</p> <p>(分室)</p> <p>第14条 図書館に分室を設置する。</p> <p>2 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>西宮市立中央図書館上ヶ原分室</u> 西宮市六軒町1番32号</p> <p>(略)</p>	<p>(個人館外貸出)</p> <p>第4条 資料の館外貸出を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>西宮市、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市又は猪名川町</u>に住所を有する者</p> <p>(略)</p> <p>(分室)</p> <p>第14条 図書館に分室を設置する。</p> <p>2 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>西宮市立中央図書館上ヶ原分室</u> 西宮市六軒町1番32号</p> <p>(略)</p>

西宮市立図書館条例施行規則

(昭和60年3月25日)

(西宮市教育委員会規則第10号)

西宮市立図書館条例施行規則(昭和36年度西宮市教育委員会規則第24号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立図書館条例(昭和36年西宮市条例第3号)の施行について別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事業)

第2条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、視聴覚資料その他必要な資料(以下「資料」という。)を収集し、整理し、保存して、一般の利用に供すること。
- (2) 読書案内及び資料に基づく調査相談事務を行うこと。
- (3) 読書会、鑑賞会及び資料展示会等を開催すること。
- (4) 他の図書館、学校及び公民館等との連絡及び協力を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事業を行うこと。

(資料の収集等)

第3条 館長は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に基づき公正妥当に資料を収集しなければならない。

2 資料の収集の方針及び基準については、館長が別に定める。

(個人館外貸出)

第4条 資料の館外貸出を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 西宮市、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市又は猪名川町に住所を有する者
 - (2) 西宮市内に勤務先を有する者
 - (3) 西宮市内の学校に在学する者
- 2 館外貸出を受けようとする者は、借出券を提示しなければならない。
- 3 借出券の交付を受けようとする者は、必要事項を記載した借出券申込書を館長に提出し、併せて第1項各号の要件を確認できる証明書等を提示しなければならない。
- 4 館長は、前項の規定により館外貸出を認めた者に対しては、借出券を交付する。
- 5 借出券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(借出券の紛失等の届出等)

第5条 借出券を紛失し、又は破損した者は、直ちに館長に届け出なければならない。この場合、借出券の再交付を受けることができる。

2 借出券申込書の記載事項に変更があったときは、直ちに館長に届け出なければならない。

(個人館外貸出できる資料の点数及び期間)

第6条 借出券により館外貸出できる資料の数は、図書については15冊以内、CDについては2点以内とする。

2 資料を館外貸出できる期間は、2週間以内とする。

3 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、貸出期間を延長し、又は短縮することができる。

4 館長は、第2項に規定する貸出期間が過ぎても資料の返却を怠り、又は督促しても返却しない者に対しては、資料の館外貸出を一時停止することができる。

(団体館外貸出)

第7条 第4条第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる西宮市内の団体（西宮市内において文庫活動を行っている団体に限る。）に対して、資料の館外貸出を行うものとする。

- (1) 留守家庭児童育成センターその他これに準ずる施設の管理者
- (2) 地域文庫（児童等に無償で図書の貸出やその他の活動を行っている団体等）
- (3) 幼稚園、保育所及びその他社会福祉関係団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、館長が許可した団体

2 第4条及び第5条の規定は、館外貸出を受けようとする団体について準用する。

(団体館外貸出できる資料の点数及び期間)

第8条 前条の団体が館外貸出できる資料の数及び期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる団体 図書100冊以内、貸出期間3月以内
- (2) 前条第1項第3号及び第4号に掲げる団体 図書30冊以内、貸出期間1月以内

2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項各号の規定にかかわらず、貸出期間を延長し、又は短縮することができる。

3 館長は、第1項各号に規定する貸出期間が過ぎても資料の返却を怠り、又は督促しても返却しない者に対しては、資料の館外貸出を一時停止することができる。

(相互協力等)

第9条 法律に定める学校（第7条に該当する団体を除く。）、本市以外の自治体図書館及び各種教育機関から貸出を求められた場合は、相互協力図書として、資料の館外貸出を行うものとし、この場合の貸出の冊数及び期間については、館長が定める。

2 その他館長が必要と認めた場合は、資料の館外貸出をすることができる。

(館外貸出できない資料)

第10条 次の各号に掲げる資料は、館外貸出をすることができない。

- (1) 保存用郷土資料及び相談業務用基本図書
- (2) 新聞
- (3) 永年保存の雑誌
- (4) 前各号に掲げるもののほか、館長が指定する資料

(利用制限等)

第11条 館長は、資料の性質、形態、保存状態その他図書館の運営上必要があると認めるときは、資料の利用を制限し、又は利用の場所を指定することができる。

2 第4条から前条までに定めるもののほか、資料の利用に関して必要な事項は、館長が定める。

(休館日及び開館時間)

第12条 図書館の休館日及び開館時間は、次表のとおりとする。ただし、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日若しくは開館時間を変更することができる。

図書館名	休館日	開館時間
中央図書館	1 毎週月曜日（ただし、国民の祝日に関する法	1 土曜日、日曜日及び法に規定する休

鳴尾図書館	律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日に当たる場合はその翌日） 2 1月1日から1月4日まで及び2月29日から12月31日まで	日は、午前9時30分から午後6時まで 2 前項以外の日は、午前9時30分から午後6時まで。ただし、4月から9月は、午前9時30分から午後7時まで
北口図書館	3 毎月第1木曜日（ただし、法に規定する休日に当たる場合はその翌日） 4 長期整理期間（14日間以内）	1 土曜日、日曜日及び法に規定する休日は、午前9時から午後6時まで 2 前項以外の日は、午前9時から午後8時まで
北部図書館		1 午前9時30分から午後6時まで

（遵守事項）

第13条 図書館に入館した者は、次の事項を遵守しなければならない。ただし、中央図書館は西宮市教育文化センター管理規則（昭和59年西宮市教育委員会規則第9号）に定めるところによる。

- (1) 他人に危害をおよぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 資料、展示品等を損傷し、汚損し、又は滅失しないこと。
- (3) 図書館の管理上支障となる行為をしないこと。
- (4) その他委員会の指示に従うこと。

（分室）

第14条 図書館に分室を設置する。

2 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

- 西宮市立中央図書館越木岩分室 西宮市樋之池町5番31号
- 西宮市立中央図書館段上分室 西宮市段上町2丁目10番3号
- 西宮市立中央図書館上ヶ原分室 西宮市六軒町1番32号
- 西宮市立中央図書館甲東園分室 西宮市甲東園3丁目2番29号
- 西宮市立中央図書館高須分室 西宮市高須町1丁目7番91号
- 西宮市立中央図書館山口分室 西宮市山口町下山口4丁目1番8号
- 西宮市立中央図書館若竹分室 西宮市西福町15番12号

3 分室の休室日及び開室時間は、別に教育長が定める。

（資料の寄贈及び寄託）

第15条 図書館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、委員会に申し出なければならない。

- 2 委員会は、図書館の運営上必要があると認めるときは、前項の申出を受けることができる。
- 3 寄託を受けた資料は、特別の契約がある場合のほか、図書館資料と同様に扱う。

（原状回復等）

第16条 図書館の施設、設備又は資料等を損傷し、又は紛失した者は、それを原状に回復し、又は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その原因が天災その他やむを得ない理由によるものであると委員会が認めるときは、その賠償の一部又は全部を免除することができる。

（教育長への委任）

第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年10月22日西教委規則第9号)

この規則は、平成2年11月13日から施行する。

付 則 (平成3年2月25日西教委規則第12号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則 (平成3年8月26日西教委規則第4号)

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

付 則 (平成4年7月16日西教委規則第4号)

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

付 則 (平成5年3月9日西教委規則第14号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年4月14日西教委規則第2号)

この規則は、平成10年5月26日から施行する。

付 則 (平成11年5月11日西教委規則第4号)

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日西教委規則第20号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年5月8日西教委規則第4号)

この規則は、平成13年5月29日から施行する。

付 則 (平成16年1月14日西教委規則第7号)

この規則は、平成16年2月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月10日西教委規則第9号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月9日西教委規則第10号)

この規則は、平成17年4月12日から施行する。

付 則 (平成19年3月14日西教委規則第15号

西宮市立図書館条例施行規則及び西宮市教育文

化センター管理規則の一部を改正する規則1条による改正付則)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月11日西教委規則第14号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月14日西教委規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月11日西教委規則第17号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月16日西教委規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年 月 日西教委規則第 号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。